

<本調査概要>

本調査報告書は、平成31年度～令和5年度に特許庁の外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)*をご利用いただいた方に対するアンケート調査を基に作成しております。

*外国出願補助金:海外展開を計画する中小企業等に対し、都道府県等中小企業支援センター及び(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じ、外国出願に要する費用の1/2を助成するものです。

<アンケート調査の概要>

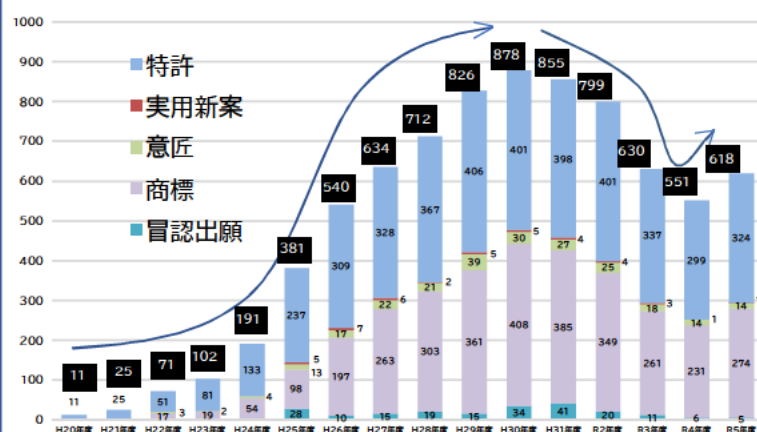
調査時期: 令和5年12月

調査項目: 補助金を利用した外国出願の進捗状況、補助金を利用して取得した権利に関する事業の海外展開状況、権利侵害に関する経験等

配布対象: 2,015社(3,339案件)

回答数: 1,604社(回収率 79.6%)

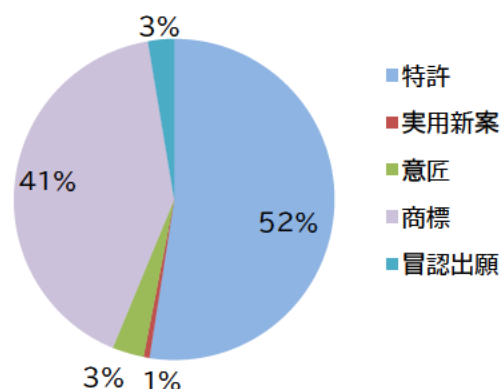
年度別支援件数の推移(累計支援案件数 7,824件)



※平成22年度から、意匠・商標を補助対象に追加

※平成25年度から、実用新案・冒認対策商標を補助対象に追加

平成20年度～令和5年度の支援案件内訳
(累計支援案件数:7,824件)

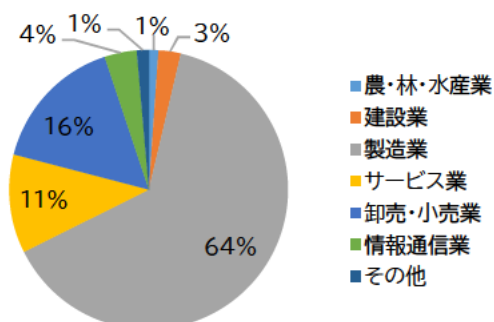


※冒認対策商標: 悪意の第三者による先取り出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

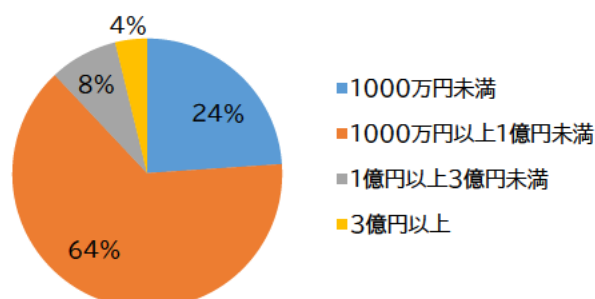
ご支援企業の概要

- アンケート回答企業を業種で見ると、「製造業」に分類される企業が全体の64%と最も多く、「卸売・小売業」の16%、「サービス業」11%と続きました。
- 資本金では、「1,000万円以上1億円未満」の企業が64%と最も多く、「1,000万円未満」が24%、「1億円以上3億円未満」が8%でした。
- 従業員数では、「20名以下」が48%と最も多く、「21名～100名」が30%、「101～300名」が16%、「301名以上」が6%でした。

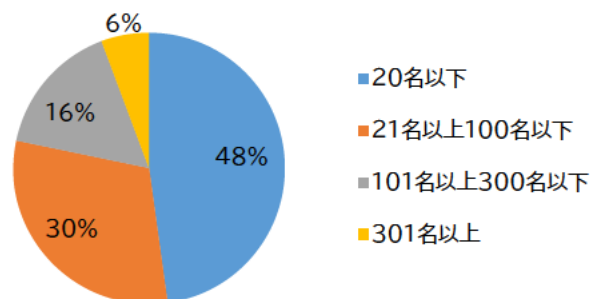
業種分布(アンケート回答企業1,578件)



資本金分布(アンケート回答企業1,523件)



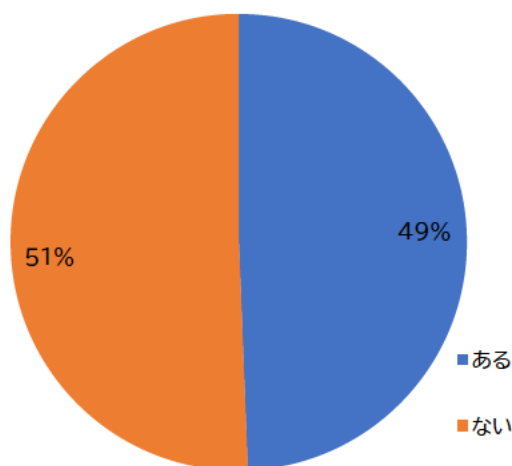
従業員分布(アンケート回答企業1,523件)



補助金利用前の外国出願経験

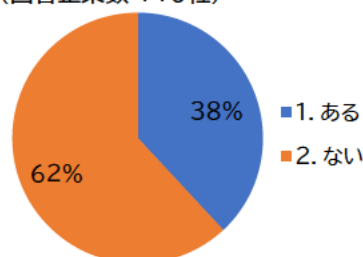
- 補助金出願経験で見ると、補助金利用前の外国出願経験について、経験「ある」と「なし」がほぼ同数の結果となりました。
- 従業員別で見ると、従業員が多くなるほど「ある」の割合が増えていきます。多くの従業員を抱える体力のある企業の方が外国出願しやすい傾向にあることがわかります。

補助金利用前の外国出願経験
(回答企業数 1568社)

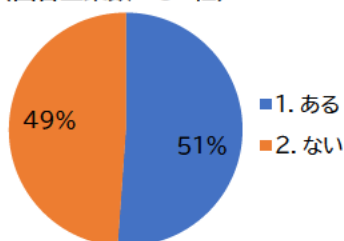


従業員別

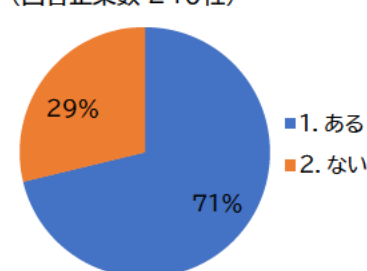
20人以下
(回答企業数 710社)



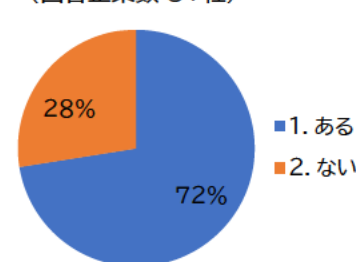
21人以上100人以下
(回答企業数 454社)



101人以上300人以下
(回答企業数 240社)



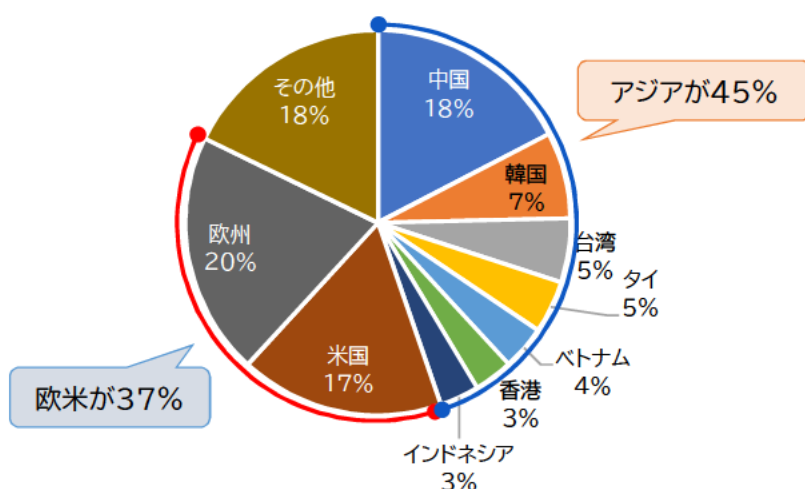
301人以上
(回答企業数 87社)



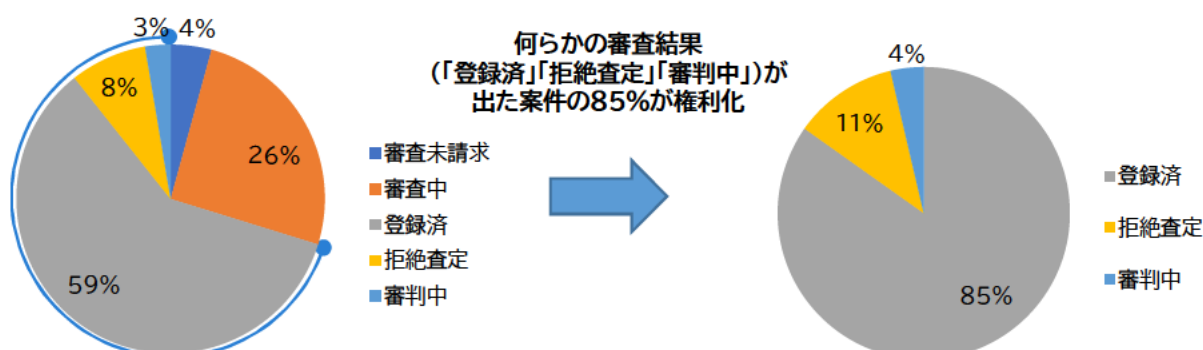
各案件の出願先と進捗状況

- アンケート回答企業のうち出願国は欧州、中国、米国の順となっています。韓国、台湾などのアジア全体で約5割を占めています。米国と欧州の合計は37%であり、当補助金を利用した出願国の大半をアジア、欧米で占めています。
- アンケート回答企業の支援案件の進捗状況は、登録済が59%と最も多く、何らかの審査結果(登録済・拒絶査定・審判中)が出たものとみると、85%が権利化されたとの回答を得ています。

出願国(国・地域別で延べ9,286件)



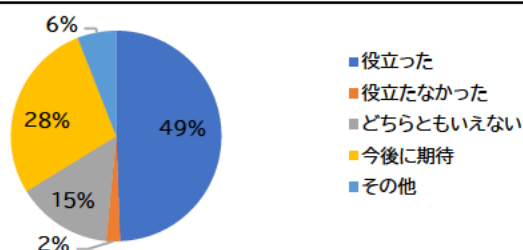
進捗状況(国・地域別で延べ8,942件)



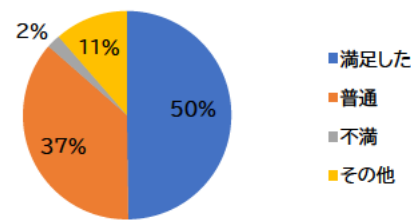
本補助金の効果・満足度

- 本補助金が海外の事業展開に「役立った」と回答した企業は49%、満足度について「満足した」と回答した企業は50%で、満足度は高い傾向にあります。
- 本補助金の効果として多い回答は、「自社製品の信頼性向上につながった」が326件で最多。続いて「ブランド力の向上につながった」が300件となり、権利取得が製品の信頼性やブランド力の向上に役立っていることがわかります。
- その他、「海外と取引するきっかけとなった」、「模倣品に対する抑止力につながった」など、海外展開に資する効果を実感できたという意見が見受けられます。

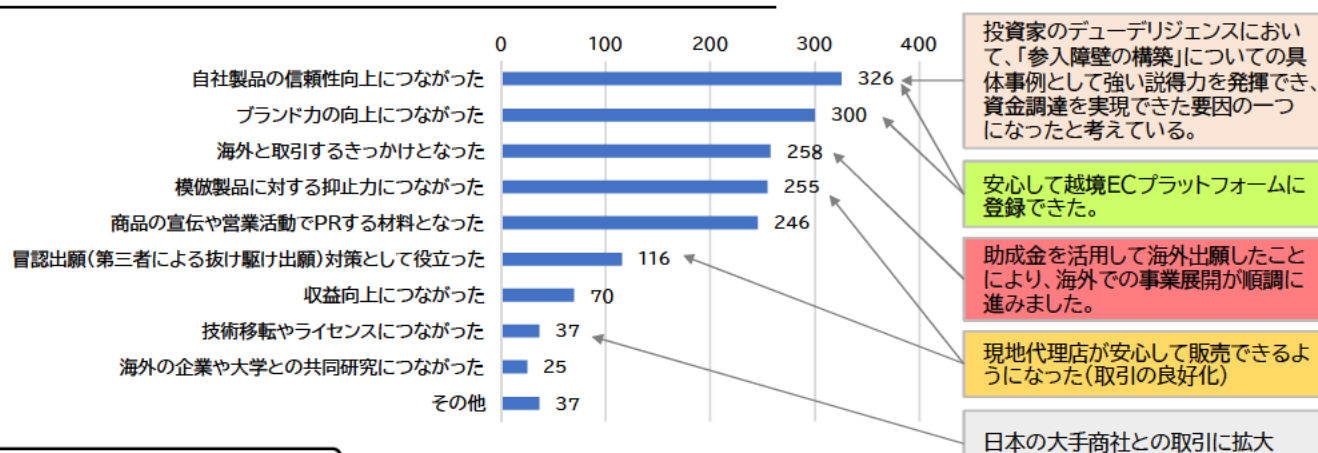
本補助金が海外への事業展開に役立ったか(回答企業数 1590社)



本補助金の満足度(回答企業数 1584社)



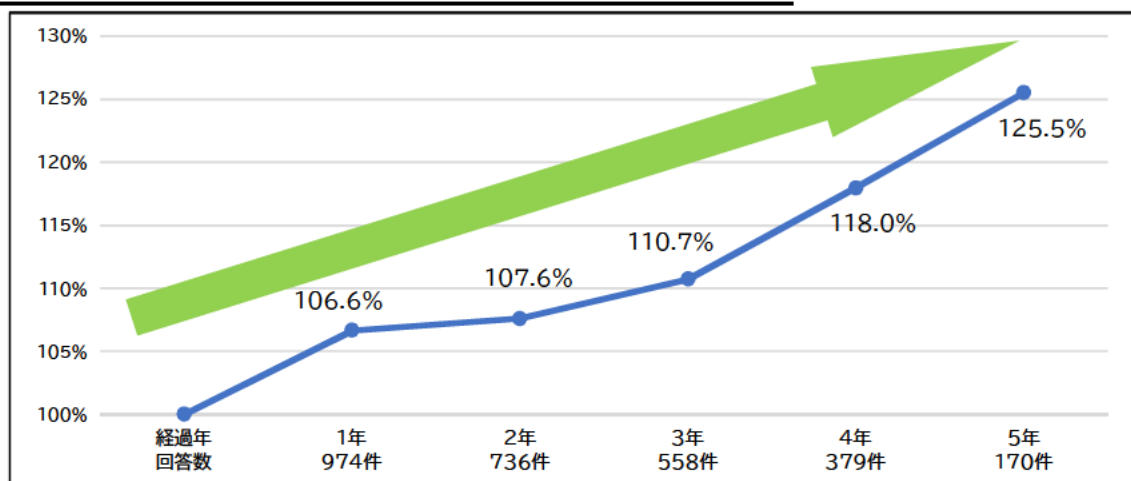
本補助金の効果(複数回答)(アンケート回答企業数 675社、回答数 1670件)



本補助金利用以降の海外売上高の推移

- 補助金利用後の海外売上高の推移を見ると、利用から年度を重ねるごとに海外売上高の上昇傾向が見られます。
- 補助金利用企業が売上高を向上させていることは補助金による海外展開の効果が確かに出ていることの証左であり、我が国中小企業の海外での競争力向上に役立っていることが伺える結果となりました。
- 一方で、2年目と3年目の上昇率が低いことから、外国出願による効果はすぐには出にくいこともわかります。

補助金利用以降の海外売上高推移 (アンケート回答企業数 974社) ※有効回答数

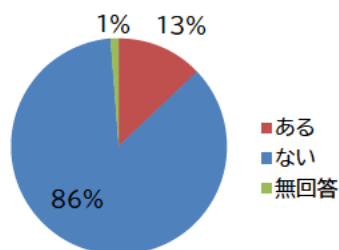


※支援開始年度を起点(100%)とした場合の海外売上高推移をアンケート回答に基づいて%(平均値)で表示

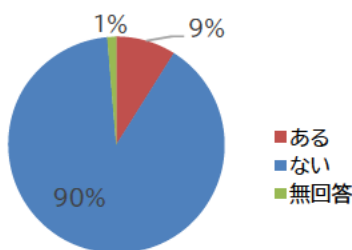
● 権利侵害に関する項目

- 「模倣品被害」については、アンケート回答企業の13%の企業(206社)が被害を受けた経験があると回答しています。
- 「冒認出願」については、9%の企業(143社)の企業が被害を受けた経験があると回答しています。
- また、4%(65社)の企業が、「海外の企業から権利を侵害していると指摘を受けた」経験があると回答しています。
- 権利侵害のリスクを低減するためにも、商品販売する際の商標調査、技術開発する際の特許調査等の知的財産権の調査は必要不可欠といえます。

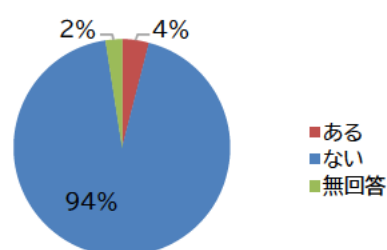
1. 模倣品被害を受けた経験
(回答企業数 1604件)



2. 冒認出願の被害を受けた経験
(回答企業数 1604件)



3. 権利侵害をしていると指摘を受けた経験
(企業回答数 1604社)



◆特許庁中小企業海外侵害対策補助金のご利用をご検討ください!! ※補助金は、ジェットロを窓口 to 受付け、交付します。

①模倣品対策支援

模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請等を実施し、その費用の2/3を助成(上限額400万円)。

②冒認商標無効・取消係争支援

海外で悪意の第三者に会社名、製品名を先取り出願された場合(冒認出願)、異議申立無効・取消審判請求等に係る費用の2/3を助成(上限額500万円)。

③防衛型侵害対策支援

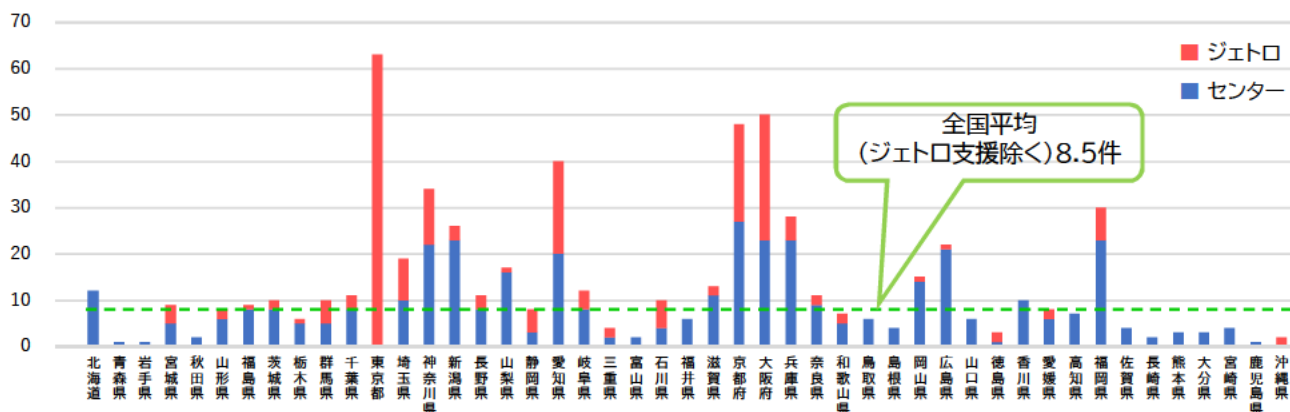
海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の2/3を助成(上限額500万円)。

◆知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険加入の掛金費用の1/2を助成します(2年目以降の更新の場合は、掛け金の1/3を助成。この保険は、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会がそれぞれ運営する団体保険です。

● 令和5年度の支援実績及びお問合せ先について

- 令和5年度は全国で618件を支援しました。
令和7年度も継続して実施しますので、ぜひ外国出願補助金をご利用ください。

令和5年度 地域別支援件数 (618件)



<外国出願補助金交付に関するお問合せ先>

各都道府県・市の中小企業支援センター等を通じ実施しています。
お問合せ先については、特許庁のホームページ をご覧下さい。

「特許庁外国出願補助金」で検索!

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

<制度に関すること及び本資料に関するお問合せ先>

特許庁総務部国際協力課 海外展開支援室 TEL:03-3581-1101 内線2577

■ INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)においても、

中小企業・大学等に対して外国出願に要する費用の1/2 を助成する事業を行っています。

<お問合せ先> INPIT 知財活用支援センター 助成事業担当(03-3503-1101 内線3855)